

国立市議会議員 青木 健 様

## 情報公開制度の適正な運用に関する陳情

### 陳情の趣旨

今回の一部開示決定は、十分な検討もせずに、安直に非開示範囲を過度に設定したものの印象を受けました。これまでの国立市の情報公開行政においては私はここまでの非開示をみたことはありません。前例にしてはならず、是正が必要と考え、以下、陳情します。

1 陳情者の5月6日付情報開示請求に対し、国立市教育委員会は6月17日付国教準収第4の2号により以下2件の情報一部開示決定（以下本件一部開示決定という。）を行った。

- ・国立市立学校給食センター整備運営事業設計・工事監理業務委託契約書
- ・国立市立学校給食センター整備運営事業建設工事等請負業務契約書

結果、全51ページのうち、マスキングなしは1ページ、一部マスキングありが4ページで、ほかの46ページはページ全部がマスキングされている（マスキングのないのはページ番号のみ）ものが「開示」された。

（なお、上記の契約書2件は、国立市と国立泉学校給食との間に結ばれた国立市立学校給食センター整備運営事業契約の規定により、国立市が提出を受けたもので、任意に提出を受けたものではない）

2 国立市教育委員会は、非開示とする部分として、「各契約書の社印及び会社の代表者印の印影 ・各契約書の法人のノウハウ等に関する部分」とし、非開示とする理由として、「国立市情報公開条例第6条第1項第2号に該当（理由）企業間の責任の分担及び費用負担等に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」としている。

3 国立市情報公開条例は、非開示となる情報を除く情報の開示義務（第6条）を定めるとともに、第7条で、「可能な限り分離し、当該情報を除いて開示しなければならない」としている。しかし、本件一部開示決定においては「分離」開示を検討した経過は本件一部開示の結果からうかがえず、理由は不明であるものの、安易に、分離の努力をせずに全体を非開示としたものとしか考えられない。

4 たしかに、国立市情報公開条例中には、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は開示しないことができるとされているが、この規定は原則開示に対する例外規定である。ある部分を非開示とすることは実施機関において合理的客観的に原則開示の例外として判断されるべきものである。

一般に、設計や建設にかかる契約書中には、契約の対象物、履行場所、履行期間、契約金額、保険、管轄裁判所等が規定されるが、これらの内容を当然含むはずの本件契約書において、すべてにわたって「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして、非開示とするとの理由づけは理解できない。本来非開示に該当しない情報まで安易に「非開示」としたといわざるをえない。（ましてや今回の決定では、「条文番号」までも非開示となっている。）

なお以下のような判例もある。「主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである」（最高裁平成13.11.27）。

5 国立市教育委員会の本件一部開示決定は、国立市情報公開条例の解釈運用を誤り、制度の適正な運用とはいえないので、是正改善が必要と考える。

#### 陳情事項

- 1 国立市情報公開条例の適正な運用を行うこと。
- 2 本件一部開示決定については再検討を行い、あらためて適正な「開示等決定」（条例第10条）を行うこと。